

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

現在、全国的に高齢者の消費者被害が、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えており、横浜市においても高齢者の消費者被害件数は急増しています。

そこで、横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、これまでも毎月可能な範囲での自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただいておりますが、このたび、5月号を発行いたしましたので、今月も可能な範囲で自治会・町内会の掲示板に掲示していただけますようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、御理解と御協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」5月号 A4判1ページ(月刊)

3 スケジュール

- ・令和元年5月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

(お問合せ・連絡先)

横浜市経済局消費経済課 田村・若林

電話 045-671-2568 Fax 045-664-9533

「裁判を起こす」などと脅す 「架空請求ハガキ」にご注意！

「地方裁判所管理局」「民事訴訟管理センター」
などと書かれたハガキは架空請求ハガキです！

- 料金未納の「訴訟最終通告」と書いてあるが、身に覚えがない。取り下げ期日まで日数がなく不安だ。
- 桐家紋のような紋章が印刷されているが、本当に裁判所からの通知なのだろうか。

「地方裁判所」と名乗っていても、
裁判所とは一切関係ありません！
絶対に連絡を取らないように！

こんなハガキが届いたら
ご注意ください！

特定消費料金未納に関する
訴訟最終告知のお知らせ

訴訟番号 (は) 618

この度、御通知致したのは貴方の利用されていた契約会社、
ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出
されました事を御通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟
を開始させていただきます。尚、御通知なき場合原告側の主張が全面的
に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び不動産、不動産物の差
押えを強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による執行証
書の交付を承諾して頂くようお願い致します。裁判取り下げ等のご相
しては当局にて承っておりますので、願います。

違となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様
でございますようお願い申し上げます。

最終期日 ○○年○○月○○日

地方裁判所管理局

問合せ窓口 03-□□□□-△△△△

東京都千代田区霞が関1-□□ 受付時間 9:00~19:00

お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

〔平日 9:00~18:00〕
〔土・日 9:00~16:45〕

横浜市消費生活総合センター

検索